

令和2年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年6月24日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第70号	飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第3	議案第71号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について
第4	議案第72号	財産の無償譲渡について(神岡町山田倉庫)
第5	議案第73号	財産の無償譲渡について(河合町天生器具庫)
第6	議案第74号	財産の無償譲渡について(河合町角川宮本器具庫)
第7	議案第75号	財産の無償譲渡について(河合町新名器具庫)
第8	議案第76号	財産の無償譲渡について(宮川町戸谷器具庫)
第9	議案第77号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第10	議案第78号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第11	議案第79号	飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について
第12	議案第80号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第13	議案第83号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)
第14	議案第81号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第15	議案第82号	令和2年度 飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第84号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第17	意見第1号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
第18	意見第2号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
第19	発議第4号	公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第70号 飛驒市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第71号 飛驒市多機能型障がい者支援施設条例について
日程第4	議案第72号 財産の無償譲渡について（神岡町山田倉庫）
日程第5	議案第73号 財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）
日程第6	議案第74号 財産の無償譲渡について（河合町角川宮本器具庫）
日程第7	議案第75号 財産の無償譲渡について（河合町新名器具庫）
日程第8	議案第76号 財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）
日程第9	議案第77号 飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第78号 飛驒市指定金融機関の指定の変更について
日程第11	議案第79号 飛驒市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について
日程第12	議案第80号 飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第83号 指定管理者の指定について（飛驒市神岡広域総合交流促進施設、飛驒市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛驒市流葉自然休養園コテージ）
日程第14	議案第81号 令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第2号）
日程第15	議案第82号 令和2年度 飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
日程第16	議案第84号 令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第3号）
日程第17	意見第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
日程第18	意見第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
日程第19	発議第4号 公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する決議

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保	廣子
2番	上	雅	信孝
3番	口	敬	二朗
4番	ケ	吹	美次
5番	端	浩	博憲
6番	史	清	次
7番	田	純	文勝
8番	島	文	子
9番	川	勝	子
10番	村	邦	子
11番	山	原	寛
12番	高	谷	徳
13番	葛		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	下	宏
教育長	沖	畑	康	子
総務部長	泉	原	利	匡

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依子

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、籠山議員、12番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第70号 飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
から

日程第11 議案第79号 飛騨市生涯学習施設条例を廃止する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第70号、飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第79号、飛騨市生涯学習施設条例を廃止する条例についてまでの10案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら10案件については、総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

◎議長（葛谷寛徳）

住田総務常任委員長。

[総務常任委員長 住田清美 登壇]

●総務常任委員長（住田清美）

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第70号から議案第79号までの10案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、6月19日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第70号について申し上げます。

本案は、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたため、題名改正及び条ずれが生じたことによる改正です。

質疑では、行政のオンライン化が進むにつれ、取り残されていく市民が出てくるのでは

ないかという不安の声がありましたが、今後ますます手続きがデジタル化される中、より便利になることは進めていく一方で、書面でもやり取りできるようにすることなどで、そういう市民をカバーしたいとの答弁がありました。

また、固定資産評価審査委員会は、今までにどれくらい開催されたことがあるのか、との質問には、平成27年度に1回あったのみであるとの答弁でございました。

次に、議案第71号について申し上げます。

本案は、地域の障がい福祉サービスの向上を図るため、神岡町山田地内に整備中の多機能型障がい者支援施設の設置及び管理について、条例を制定するものです。本年12月の完成を目指し、令和3年4月1日に供用開始予定であるとのことでした。

質疑では、利用料金についての質問がありましたが、これは、サービスを利用した際の個人負担金のことで、直営の場合は使用料、指定管理の場合は利用料になるとの答弁でした。

また、指定管理者の選定は、決まった指定管理者ありきではなく、公平に行われるのかとの確認に対しては、市内法人限定で公募を行うとの答弁がありました。なお、応募団体は、介護サービス事業の県の指定を受けた市内法人に限ることでした。

次に、議案第72号について申し上げます。

本案は、地域経済発展の促進を図るため、神岡町山田地内の倉庫を、市として今後の利用予定がないことから、市内の企業に無償譲渡するものです。

質疑はございませんでした。

次に、議案第73号から議案第76号について申し上げます。

これら4案件は、いずれも旧消防器具庫で、防災庫やゴミステーションなど、地域の公共利用のために利用されていることから今回無償譲渡を行うものです。

質疑では、今まで地代を払っていたのか、との質問があり、払っていないとの答弁がありました。

次に、議案第77号について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員による損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正です。補償基礎額と、法定利率の改正がありました。

質疑では、法定利率に関する質問があり、3年ごとに見直されること、また、根拠は、銀行の短期貸付金の平均金利の、直近の5年間の平均であるとの答弁がありました。

次に、議案第78号について申し上げます。

本案は、飛騨市の指定金融機関の指定を変更するものです。

質疑では、市、金融機関、双方の負担についての質問があり、市の負担はないのですが、金融機関には市役所窓口職員の人事費の負担があるとの答弁がありました。しかし、指定金融機関には、一定の資金を確保できることや、社会的な信用が高まるというメリットもあり、メリット、デメリットを平均に分け合う考え方のもと、金融協会の意見を尊重しながら今後も進めていきたいとのことでした。

次に、議案第79号について申し上げます。

本案は、神岡東生涯学習館を廃止し、旧校舎部分を行政財産から普通財産に用途変更し、旧体育館部分を神岡町公民館東分館として位置づけることから、当該条例を廃止するものです。

質疑はございませんでした。

これら10案件について、いずれも、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第70号から議案第79号までの10案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第70号から議案第79号までの10案件について、委員長の報告は可決であります。これら10案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら10案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第12 議案第80号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
及び

日程第13 議案第83号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第12、議案第80号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第83号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）の2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら2案件については、産業常任委員会に審査を付託しておりますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 井端浩二 登壇]

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第80号及び議案第83号の2案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、6月24日、午後1時より、委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第80号について申し上げます。

本案は、ひだ流葉スキー場を公の施設として位置づけるための改正及び飛騨かわいスキー場の表記整理に伴う改正です。別表中に流葉スキー場を追加し、飛騨かわいスキー場の部は、各施設の名称や位置など他市の条例を参考に、不要部分を削除するものです。

質疑では、指定管理料を具体的に示すことはできないかとの質問があり、現在積算中であり困難であるとの答弁がありました。また、流葉スキー場の建物はどれくらいあるかとの質問に対しては、山頂レストランや圧雪車の格納庫など18の施設があるとのことでした。また、地域の方々との関連性を問う質問には、地元の方々の協力が大切であること、指定管理者が指定されたあとは、市や協同組合も一緒になって良好な関係を築きたいとの答弁がありました。

次に、議案第83号について申し上げます。

本案は、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージの3施設について、6月30日付で現指定管理者との指定を取り消すため、公募までの間、暫定的に指定管理者を指定するものです。

質疑では、指定管理者の撤退がコロナ不況によるものかとの質問があり、そうではなく、指定管理者との間で協議が整わなかったためであるとの答弁がありました。また、本件の指定管理期間は3カ月で間違いないかとの質問には、間違いないとの答弁がありました。

これら2案件について、いずれも、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

[産業常任委員長 井端浩二 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

委員長に伺います。産業常任委員会の中での審査の中で、議案第83号ですね、指定管理者の暫定的、3カ月の指定ということですけれども、実際には神岡の指定管理者ではありませんね。この状態でみると、本来ですと、神岡のほうで神岡の状況をよく知ってくださっている方が指定管理者で3カ月間でも指定管理を受けていただくことがとてもよかつたのではないかという思いでいますけれども、そういう質問、あるいは神岡にもふつたけれども、実際には3カ月受けてくださる指定管理の団体がいなかつたのか。そういう

審査の論議はありませんでしたか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

●産業常任委員長（井端浩二）

神岡で指定管理を受ける団体はとりあえずは今のところないという報告でしたので、このようないい結果になったと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第80号及び議案第83号について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第80号及び議案第83号について、委員長の報告は可決であります。これら2案件については、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第81号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

及び

日程第15 議案第82号 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第14、議案第81号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）及び議案第82号、令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）の2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら2案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、これら2案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第81号及び議案第82号の2案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第81号及び議案第82号の2案件については、原案のとおり可決されました。

◆日程第16 議案第84号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第16、議案第84号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）を議題とします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、本案につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決をいたします。

議案第84号については、委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第17 意見第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
及び

日程第18 意見第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

◎議長（葛谷寛徳）

日程第17、意見第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書及び日程第18、意見第2号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら2案件について、提案理由の説明を

求めます。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 登壇]

●新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（高原邦子）

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

新型コロナウイルス感染者数がようやく減少傾向となり、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」も先般全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、宣言解除後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。 1. 感染症拡大防止等について。（1）全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。（2）感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。

2. 医療体制の充実・強化について。（1）検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。また、抗体検査が保険適用で、早期にすべての医療機関で実施できるようにすること。（2）治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。（3）医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

3. 経済的支援対策等について。（1）持続化給付金の対象拡大及び明確化と早期支給、また、事務処理の一元化と申請後の問い合わせ窓口の設置など国民に寄り添った運営をすること。（2）雇用調整助成金については、個人申請や個人支給の早期実現化を求めるとともに、これら助成金、給付金等の手続の簡素化を図り、迅速に交付や給付等ができるようにすること。（3）アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。（4）地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。（5）「Gotoキャンペーン」の観光事業を

夏休み前から展開できるよう、スピードを上げて実行すること。

4. 地方財源の確保について。(1)「地方創生臨時交付金」については、地方自治体が継続して感染拡大防止や地域経済・住民生活の支援、医療・介護体制の整備支援など地域の実情に応じてきめ細かな取組ができるよう、飛躍的増額を行うこと。(2)地方交付税の確保・充実について。地方交付税は、地方の固有財源であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月24日。岐阜県飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上です。

次に意見第2号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。新型コロナウイルス感染者数がようやく減少傾向となり、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」も先般全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、日常生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、県内においても疲弊や不安が続いている。

感染症の収束に向け、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、宣言解除後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、県においては、新型コロナウイルス感染症対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1. 協力金制度と協力金の対象要件の拡充について。新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条による休業要請は、感染拡大防止協力金の給付と一緒に行われてきたが、すでに申請が打ちきりとなっている。その上、対象要件が狭いため、中小事業者などで対象外となるケースも多く、事業継続に困窮している。よって、協力金制度の今後への継続と対象拡大について早急に検討され、実施されるよう求める。

2. 医療体制の充実・強化について。県においては、県内の医療崩壊を招かないよう、医療・検査体制の充実が図られているが、飛騨市においては、医療スタッフの不足など困難な課題を残しており、国・県の医療支援が待たれる。また、保健所の体制強化、一般病院のPCR検査センターの設置など、今後に向けての体制強化が急務である。よって、飛騨圏域の医療機関への県の十分な財政措置と医療機関への支援を強化していただきたい。さらに、隣接県でのPCR検査等、医療連携がなされるよう強く求める。

3. 検査体制の強化について。今後「第2波」「第3波」が発生し飛騨市に感染者が出

た場合、検査ができず、感染指定病院もなく、大変なリスクが伴う。よって、P C R 検査、抗体検査など必要な検査機器の整備や検査場所の確保のため、体制強化と財政措置を求める。

4. 中高生の各種大会開催について。部活動の集大成である各種大会が中止や規模縮小となっている。中学3年生や高校3年生にとっては区切りの大会であり、できるだけ多くの体験をし、県大会に繋がるような大会が開催できるよう、また、感染症対策を行った上で、保護者の観覧も柔軟に対応されるよう、関係団体へ強く働きかけていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月24日。飛騨市議会。提出先、岐阜県知事、古田肇様。以上です。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お詫びいたします。ただ今議題となっております意見第1号及び意見書第2号の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号及び意見第2号の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより一括して採決を行います。意見第1号及び意見第2号の2案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第1号及び第2号の2案件は、原案のとおり決定されました。

◆日程第19 発議第4号 公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

日程第19、発議第4号、公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。前川議会運営委員長。

[議会運営委員長 前川文博 登壇]

●議会運営委員長（前川文博）

発議第4号、公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり公共施設の総合管理調査特別委員会を設置するものとする。1、名称、公共施設の総合管理調査特別委員会。2、目的、市有各施設の維持管理に毎年多額の一般財源が充てられる中、近年、特に観光施設など設備の経年劣化が著しく、また、設置当時との利用需要が異なってきていること等から、その有効活用について調査、検討を行う。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は本調査の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。令和2年6月24日提出。提出者、議会運営委員会委員長、前川文博。

〔議会運営委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。前川議会運営委員長から提出されました公共施設の総合管理調査特別委員会設置に関する議決のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、公共施設の有効活用について調査・検討を行うため7人の委員で構成する公共施設の総合管理調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により2番、水上議員、4番、上ヶ吹委員、6番、澤議員、7番、住田議員、8番、徳島議員、9番、前川議員、11番、籠山議員、以上7名を指名いたします。

これより休憩に入りますので、ただちに公共施設の総合管理調査特別委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といいたします。また、委員長が決まるまで年長の委員であります徳島委員に委員長の職務を行っていただきます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、暫時休憩といたします。再開は、公共施設の総合管理調査特別委員会終了後といたします。

(休憩 午前10時34分 再開 午前10時44分)

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。公共施設の総合管理調査特別委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので、報告いたします。委員長には、9番、前川議員、副委員長には、4番、上ヶ吹議員が選任されました。以上、報告いたします。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。今議会、17日間でございましたが、一般会計の補正予算、条例の制定・改正等、多数の案件につきまして、活発なご審議を賜りました。また、すべての議案につきましてご決定を賜り、まことにありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々のご指摘、ご意見につきましては、これまで同様、しっかりと受け止めさせていただき、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思います。

また、各種の答弁におきまして申し上げた事項につきましても、これまで同様、進捗状況を管理しておりますので、隨時その様子をみながら実施にむけて取り組んでまいりたいと思っております。今議会も新型コロナウイルスの影響下での開催ということになりましたけれども、こうした新型コロナウイルスの影響、今後も継続していくものと考えられます。私たちは、コロナと共に生きる生活を送っていかなければならないということをございます。従いまして、時事刻々、状況も変化すると思いますので、今後もそうした状況を的確に把握しながら市民、市内事業所のさまざまな影響を把握しつつ、必要な施策を迅速に講じていきたいと考えています。今後も新型コロナウイルス感染症対策特別委員会での報告・協議のほか、場合によっては、臨時議会等をお願いする場合もでてまいりますので、その際はよろしくお願ひを申し上げます。

なお、先ほど、国・県への意見書が採択されました。大変的確な内容で、我々執行部としても大変賛同できる内容でございまして、とりまとめにあたられました委員各位に心より敬意を表する次第でございます。今後、国・県へ意見書を提出されるということかと思いますけれども、必要があれば執行部としても連携支援させていただきたいと思っておりますので、またご用命賜りたいというふうに思います。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

[市長 都竹淳也 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言が終わりました。

ここで、閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。本定例会は、6月8日から本日まで17日間にわたり皆様のご協力を得まして、すべて承認をいただきました。とくにこのコロナ禍の中で、都竹市長を先頭に職員の皆様のご努力によりまして、国の給付金をいち早く完了されるなど、コロナ緊急対策に積極的に対応されていることに感謝を申し上げます。今後、感染の第2波に備えつつ、社会活動、経済活動が再開できますことを感謝し、また期待を申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、本日の会議を閉じ、6月8日から17日間にわたりました令和2年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（11番）

籠山恵美子

飛騨市議会議員（12番）

高原邦子